

平成28年(ワ)第2407号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件

原 告 平和子こと加藤佳誉子

被 告 国

書 証 認 否 書 (2)

平成29年12月20日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告指定代理人

細	野	道	誉	
岸	田	二	郎	
前	田	和	樹	
久	保	貴	紀	
中	野	雅	文	
松	下		洋	
田	中	真 理	子	
唐	沢	真	一	
宇	野	文	裕	

被告は、甲A第26号証、同第35号証、同第182号証、同第183号証及び同第196号証について、次のとおり認否ないし意見を述べる。

なお、略語等は従前の例による。

第1 甲A第26号証及び同第35号証について

1 文書の成立等に関する意見

いずれも成立の真正は認められないことから、却下されるべきである。

2 意見の理由

原告は、甲A第26号証及び同第35号証の作成者について、2017（平成29）年10月11日付け「書証認否書に対する意見書」第2（1、2ページ）及び第4（2ページ）において、防衛省であると述べた。その後、原告は、第3回口頭弁論期日において、甲A第26号証及び同第35号証について、原本に代えて写しを提出する方法による書証申出ではなく、写しを原本として提出する方法による書証申出に変更した上で、作成者は防衛省であると述べた（同期日調書1ページ。なお、甲A第26号証及び同第35号証の作成日について、原告の意見は明らかではないが、原告の2017〔平成29〕年2月17日付け証拠説明書に記載された作成日〔甲A第26号証につき「2014.12」、同第35号証につき「2012.3.27」〕とするものと解される。）。

しかし、写しを原本として提出する方法として甲A第26号証及び同第35号証を提出するとしても、当該写し作成者は防衛省ではない。

したがって、甲A第26号証及び同第35号証については、成立の真正を欠き、形式的証拠力を欠くことから、却下されるべきである。

なお、原告は、甲A第26号証は甲A第182号証の一部とした上で、甲A第182号証が甲A第183号証と「全く同じ」と主張するが（原告の2017〔平成29〕年10月11日付け証拠説明書甲A第183号証「立証趣旨」欄）、甲A第182号証と同第183号証における決裁欄（同各号証1ページ）

の「了」の字の大きさや印字の位置の特徴が一致しないことから明らかとなり、両者は別の文書であって、原告の主張は前提において既に誤っている。

第2 甲A第182号証について

1 証拠調べの方法に関する意見

原本に代えて写しを提出する方法には異議がある。

2 上記意見の理由

原告は、2017（平成29）年5月31日付け証拠説明書において、甲A第182号証について、「甲A第26号証を含んだ全文書」と主張する。しかしながら、被告書証認否書第2（2ページ）で指摘したことと同様に、甲A第182号証は、原告において当該文書の作成者とする防衛省が公表ないし開示した文書ではなく、原告が防衛省作成の文書の写しとして入手した経緯は不明であり、このような文書を防衛省作成の文書として、原本に代えて写しを提出する方法によって取り調べることは異議がある（民事訴訟法219条、民事訴訟規則143条1項参照）。

なお、仮に、原告が、甲A第26号証と同様に、甲A第182号証について、写しを原本として提出する方法による書証申出に変更したとしても、写し作成者を防衛省とする限り、前記第1と同様の理由で、作成者に関する原告の主張は誤っており、当該文書は成立の真正が認められず、形式的証拠力を欠くから、却下されるべきである。

第3 甲A第183号証について

文書の成立は認める。

なお、原告は、甲A第183号証について、甲A第182号証と「全く同じ」と主張するが（原告の2017〔平成29〕年10月11日付け証拠説明書甲A第183号証「立証趣旨」欄）、その指摘が不正確であることは前記第1で

指摘したとおりである。

第4 甲A第196号証について

甲A第196号証（「特別防衛監察の結果について」。傍点は引用者が付した。以下同じ。）1ないし20枚目について、文書の成立は認める。

なお、同号証21枚目（「特別防衛監察計画の概要」）は、上記「特別防衛監察の結果について」の一部ないし添付文書ではない。

以 上